

## 健康福祉部附指定管理者制度運営会議設置要項

### (設置)

第1条 健康福祉部が所管する公の施設の指定管理者制度の運営に関する重要な事項を審議するため、健康福祉部附指定管理者制度運営会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 会議は、健康福祉部の指定管理者制度運営に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 新たに指定管理者制度を導入する場合の募集方針に関する事項
- (2) 指定管理候補者の選定（再審査の必要性等を含む。）に関する事項
- (3) その他指定管理者制度運営に関する重要な事項

### (組織)

第3条 会議は、所管する施設ごとに次の職員をもって組織する。

- (1) 熊本県総合福祉センター 健康福祉部長、健康福祉部政策審議監、健康福祉政策課長
- (2) 熊本県身体障害者福祉センター 健康福祉部長、健康福祉部政策審議監、子ども・障がい福祉局長、障がい者支援課長

2 会議に議長を置くこととし、健康福祉部長をもって充てる。

### (議事概要の作成)

第4条 会議の結果については、議事概要を作成するものとする。

2 議事概要には、会議の日時、議題、出席者の職氏名、審議結果、出席者の意見の概要等を記載するものとする。

### (事務局)

第5条 会議の事務は、指定管理者制度を導入する施設の所管課において処理する。

ただし、指定管理者制度を導入する施設の所管課が複数ある場合は、筆頭課において処理する。

### 附 則

この要項は、平成23年9月13日から施行する。